

# 指定管理者候補者選定について [静岡県食肉センター]

静岡県経済産業部農業局畜産振興課

## 1 趣旨

県は、県内に2か所（浜松市、菊川市）ある食肉センターの老朽化が進み、稼働率が低下していることから、1か所（菊川市）に統合するよう再編整備し、食用に供する牛及び豚のと殺及び解体の適正の確保並びに食肉の流通の円滑化を図り、もって畜産業の発展に寄与することを目的に「静岡県食肉センター」を設置することとしました。

管理運営にあたっては、民間事業者の食肉事業ノウハウを活用し経営の安定化を図るため、指定管理者制度を導入することとし、指定管理者を選定しました。

## 2 施設の概要

施設の名称	静岡県食肉センター					
設置目的	食用に供する牛及び豚のと殺及び解体の適正の確保並びに食肉の流通の円滑化を図り、畜産業の発展に寄与すること					
供用開始	令和8年4月（予定）					
所在地	菊川市赤土1787番地の2					
面積	敷地面積：約46,551㎡ 建物延床面積：約8,918㎡					
主要施設	小動物棟（約6,502㎡）、大動物棟（約1,089㎡）、牛枝肉出荷庇（約16㎡）、牛部分肉施設（約549㎡）、管理事務棟（約706㎡）、堆肥舎（約56㎡） ※（）内は延床面積					
規模等	年間処理目標頭数（単位：頭）					
	年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	豚	152,341	157,756	163,171	168,585	174,000
	牛	6,193	6,895	7,597	8,298	9,000

## 3 指定管理者の募集

募集方法	公募しない
	<p>（公募しない理由）</p> <p>静岡県食肉センターの指定管理者には、HACCP等の基準に沿った食肉の取扱いと高度な食肉加工技術が必要であり、専門性を有する団体であることが求められる。さらに、施設立上げ時の円滑な稼働や経営安定化には、施設の運用に習熟していることが必要となる。</p> <p>現施設運営者である静岡県経済農業協同組合連合会は、上記のノウハウを有していることに加え、県内の集荷シェアが高く、流通体制の合理化とセンター稼働率向上に向けて主導的役割が期待できるとともに、平成26年度から食肉センターの再編整備の検討を進めてきた食肉センター再編推進協議会の主要メンバーであり、県施策と緊密な連携が可能である唯一の団体であることから、公募によらず、静岡県経済農業協同組合連合会から単独で申請を受けることとした。</p>

申請期間	(申請要項配布) 令和7年7月11日 (申請受付) 令和7年7月14日～7月18日	
申請内容	事業計画書等の提出	「静岡県食肉センター指定管理者申請要項」に基づき、事業計画書その他要項に定める書類を提出する。
	管理運営方針	「静岡県食肉センター指定管理者申請要項」に定める目的、管理基準に基づく管理運営を行う。
	指定の基準	次に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、総合的に判断のうえ候補者を選定し、県議会の議決を経て指定管理者を指定する。 (1) 事業計画書の内容が、出荷者の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。 (2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。 (4) 牛及び豚のと殺及び解体並びに枝肉の加工に関する高度な知識及び技術並びに十分な経験を有しているものであること。
	業務内容	(1) センターを牛及び豚の出荷者の使用に供すること (2) センターの維持管理を行うこと (3) 畜産業の発展に寄与するために必要な事業として、センター周辺の地域振興に関すること。
	指定期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年間)
	県が支払う委託料	委託料なし(全額利用料金制で対応)
	利用料金制度	施設の利用料金は「静岡県食肉センターの設置及び管理に関する条例」に定める額の範囲内で地自の承認を得て指定管理者が定めるものとし、利用料金は、指定管理者が収入として収受する。
	県への納付金	毎年度100,000千円

#### 4 指定管理者審査委員会

審査方法	有識者、県職員からなる「静岡県食肉センター指定管理者審査委員会」を設置し、指定管理者としての適格性を審査する。
指定管理者審査委員会委員	<委員長> 浅井弘喜(県経済産業部農林水産統括部長) <委員> 松永章宏(公益社団法人静岡県畜産協会 副会長) 秋本智彦(JA静岡中央会 農政営農部長) 杉山和也(県経済産業部理事) 石川盛一郎(県経済産業部理事) 中尾穰(県経済産業部農業局長) 土屋聖子(県経済産業部農業局畜産振興課長)

審査項目 及び配点	区分	審査項目	配点
	(1) 団体の概要		指定管理者への申請理由
		企業の社会的責任	
		団体の経営状況、事業実績	
		類似施設の運営実績	
(2) 収支に関する事項		収支計画※販売手数料収入等含む	36
		管理経費縮減の方策	
		自主事業計画※委託販売含む	
(3) 管理運営業務に関する事項		管理・運営の基本方針	60
		施設利用の基本方針	
		施設利用率の向上のための方策	
		地域連携	
		苦情等に対する方策	
(4) 維持管理・業務体制に関する事項		維持管理に係る具体的取組	48
		人材確保や人員配置について	
		緊急時の体制	
		個人情報保護対策	
(5) 生産管理に関する事項		生産計画	48
		生産指示計画	
		工程管理計画	
		実績管理計画	
	計		212

## 5 指定管理者候補者の選定

### (1) 指定管理者候補者

指定管理者 候補者	静岡県経済農業協同組合連合会
団体の概要	<p>静岡県経済農業協同組合連合会は、県下のJAが会員となって設立されたJAグループの中の県段階の組織である。</p> <p>県下JAの経済事業を統括する役割を担い、農家の経営安定と農畜産物生産を支援する「営農支援事業」、農畜産物を全国及び海外に販売する「販売事業」、生産資材や店舗資材等を供給する「購買事業」を行なっている。</p>

提案の概要

○収支に関すること

- ・閉鎖する浜松市食肉地方卸売市場と重複する取引先を調査し、配送の効率化によって輸送コストの削減を進める。
- ・自主事業として、食肉販売事業（枝肉販売、畜産副産物の販売も含む）及び部分肉販売事業（部分肉加工して販売）を実施する。

○管理運營業務に関すること

- ・管理運營業務では、善管注意義務を徹底し、設備の点検や生産工程の効率的、安全な管理を行う。異常があれば設備の使用を中止し、詳細確認を通じて安全管理を徹底する。
- ・食肉センターの安定運営と利用しやすさの両立を図り、食肉事業者の多様なニーズに柔軟に対応する。また、生産者に対しては、再生産可能な適正な利用料金を、県と協議の上で設定する。
- ・高度な衛生管理の実施とブランド食肉の販売促進による付加価値の創出を通じて、施設利用の向上を図る。
- ・食への理解と信頼を深めるため、食育や安全・安心に関する情報発信を行う。見学は防疫リスクを考慮し最小限にとどめ、資料作成やホームページでの情報提供を通じて効果的に発信する。
- ・周辺住民との情報交換や継続的な改善を目的に、菊川市赤土地区連絡会に参加する。
- ・利用者へのアンケートを通じて課題を把握し、改善に取り組むことで満足度向上を目指す。

○維持管理・業務体制に関すること

- ・食肉センターの適切な管理と安定した製造のため、専門知識と経験を持つ既存施設の関係業者に専門業務を外部委託する。
- ・安全で衛生的な製品製造のための適切な人員配置を行い、併せて人材育成を通じて知識・経験の継承と安定した人員確保に努める。
- ・食肉センターの事業継続計画（BCP）は、供用開始後に静岡県や周辺施設と連携して作成する。また、年1回程度、研修、訓練計画、コンプライアンスや労働安全衛生に関する研修会を実施する。
- ・情報セキュリティ統括管理者及び個人情報保護事務管理者を置き、最低年1回内部監査を実施し、その結果を理事会に報告する。取り組むことで満足度向上を目指す。

○生産管理に関すること

- ・指定管理者及びと畜業者のそれぞれで指揮命令系統を設定し、生産指示計画の責任者を明確にしている。
- ・生産工程は、豚と牛の同時稼働を想定している。
- ・出荷者から出荷計画を提出してもらい、処理頭数の計画を作成する。

(2) 選定経過

申請者	静岡県経済農業協同組合連合会				
選定経過	令和7年8月8日に開催された静岡県食肉センター指定管理者審査委員会において、申請者に対し事業計画等申請内容のヒアリングを実施し、その後、審査項目に沿い委員による評価を行った結果、静岡県経済農業協同組合連合会が静岡県食肉センターの指定管理者の候補者に選定された。				
審査結果		区分	審査項目	配点	得点
	(1) 団体の概要	指定管理者への申請理由		20	19.1
		企業の社会的責任			
		団体の経営状況、事業実績			
		類似施設の運営実績			
	(2) 収支に関する事項	収支計画※販売手数料収入等含む		36	18.0
		管理経費縮減の方策			
		自主事業計画※委託販売含む			
	(3) 管理運営業務に関する事項	管理・運営の基本方針		60	45.4
		施設利用の基本方針			
施設利用率の向上のための方策					
地域連携					
(4) 維持管理・業務体制に関する事項	維持管理に係る具体的取組		48	37.7	
	人材確保や人員配置について				
	緊急時の体制				
	個人情報保護対策				
(5) 生産管理に関する事項	生産計画		48	36.4	
	生産指示計画				
	工程管理計画				
	実績管理計画				
		計	212	156.7	
注) 得点は審査委員会各委員による採点の平均点					
講評等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支改善に期待したい</li> <li>・荷の確保ができるのか懸念される</li> <li>・質疑に対して適切な応答があった</li> <li>・総合的に考え、候補者が指定管理者として妥当である</li> </ul>				